

第 67 号

平成 2 年 3 月 31 日

編集・発行

東京都中央区立 京橋図書館

東京都中央区築地 1-1-1

電話 543-9025

郷土室だより

埋もれた記録

5了

安藤 菊二

△その11▽ 雑市

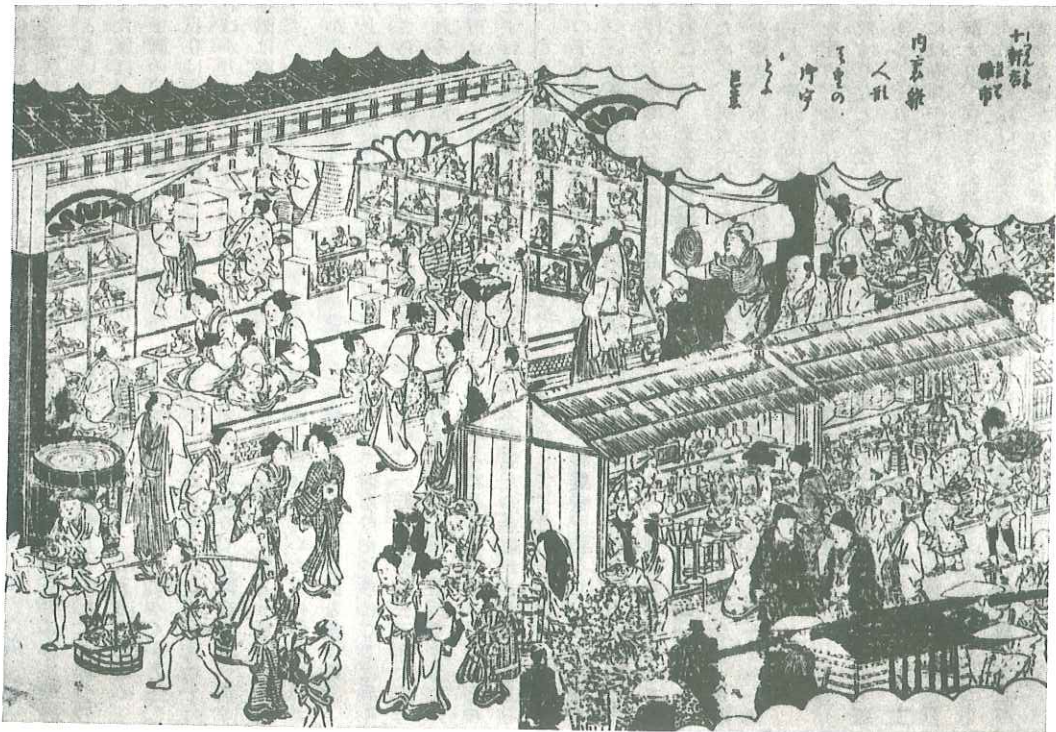
桃里庵

桃の節句の何となく優美な雛祭、菖蒲の節句の勇ましく雄々しき幟や甲人形、ともに昔を忍ばれて、老も若やぐこちし、嵐雪が一隣々雛みまはるる小家かな」などの句も思われて、床しいようである。

お雛様のことについては、古人もいろいろ穿鑿して、おんなしような事実を洗張りしたり洗濯したりして、さんざっぱらいじくり廻している。京伝の骨董集にはうまく逃をはって、「雛遊びの始め詳らかならず」といつているが、むしろこれが当をえているかも知れない。(中略)

維新後明治六年一月四日の太政官布告第一号で、「今般改曆につき人日上巳端午七夕重陽の五節を廃し、神武天皇即位日天长節の兩日を以て自今祝日と定められ候事と達せられたから、五節句というものはここで廃止になってしまつて、自然と雛祭も端午の祝いも中絶した。(中略)

ところが明治十二年になってかえつて西洋人が雛や五月人形の優美なるを賞美する風潮になる。そうするといったん擯斥した雛を飾りだし五月人形を列べて誇りだしたのである。これらの職人や商人は一時稼業があがったりで、盤台の鮫鯉とご親類同様、腮を釣らねばならぬので、名工も涙を吞で雑人形を造つたが、おおい復古して、節句は廃止されても三月と五月の人形はやや昔日の面目を保つようにな



った。

物に雷同しやすいが日本人の癖であるが、何だろこのごまは、まるで西洋人の玩弄おもちゃに成つてゐるようなものじやあるまいか。こんな趨勢になつたら、自然に職人も回復する、商人も息を吹かえて、人形の本場所と許されている十軒店(注・室町三丁目の旧電車通りをはさんで両側にあつた小さな町)の衰微もやや挽回するようになったけれども、昔日のように往来へ張店をして売買することは許されないからいくぶんか外形の景気は引立ちが悪いかもしれない。

だが雛の売行きは相応にあつて、立派に「雛市」といわれるのである。

△雛人形の値段▽

むかし雛市を開市されたは十軒店に限られていなかった。もっとも本場はやはりここであつて、往来へ持出し盛んに売つたもので、銀座の竹川町・尾張町あたりにも雛市はたち、両国浅草茅町にも市が開けたそうである。当時の市といへど、隆盛をきわめたものでその頃の金高にして利益が何百両という商あきなひであつた。それが一對二分のお雛様おひなさまという上等で、二朱ぐらゐから普通のはあつたのだ。こんなことを言つてると、まるで痴人の夢を談ずると同じである。試に今の相場をきくに、

今流行するは親王雛と称するもので、中通りところを挙げると、尺五の親王一對、それに属する官女三名、五人ばやし随神一對にて一組の人形十二で五十円前後、それから七寸もので三十五円くらい、また六寸ものになると、一組二十五円以下十五円までだ。その下の雛ものになると、一組二十五円以下五円以上のところである。また最上になつて御殿飾装ごてんかざりを「紫宸殿」といひ、本殿・廊下・内侍所、親王一對、官女七、五人雛、随神一對、前敷石、倭舞七人、供侍、仕丁、衛士合計人形廿八人。および右近の桜、左近の橘等附属するのは百円以上である。

それから紫宸殿も本殿ばかりと、人形数十五のものにて、中以下で十五円以上二十六七円であるそうなる。なおこれに附属する化粧道具十三通りで十円以下四円まで、その他諸道具類は皆割合に手数がかかるが多いから価もまた安くない。ちよつと一例を挙げてみようなら、小さな絹張雪洞灯でも、一對五円からするのがある。これらの姫も元は京雛といひて、京都製のものを珍重がしたが、一時の衰運が大打撃を与えたやら、再び大供どもが玩弄するようになつて、己の家には雛があるぞと自慢たらたら吹聴するの節、(中略) どうしたのか名工は跡を潜めて、京

都雛の声価は関東べいに奪われてしまつた。東京の人形がようやく発達した一例ともいへべきは、在来のおよび足また腰は、いずれも布雛であつたが、今は手脚の関節を蝶番ちょうばんにして、坐臥屈伸を自在に作るようになった。ただ、そればかりでなく、総てが精巧になつて描眼えがまなこは麿り玉眼まろりたまなこのように傾むいた。

だから旧習も墨守している京雛の衰えた上に、名工が隠れてしまつたら、なおさらに退歩して東京雛が京阪へ輸出されるようになったのであろう。

△雛市▽

まずお雛様のことはこれぐらゐにしておいて、本問題の雛市に移るのだが、二月の下旬から十軒店ではわが家々の紋がついた幕を店頭かみだに張り中央をしほりあげ、人形師の名を印した高張提灯を左右にたて、来客と見物との雑沓を防禦のために、丸太で埒あてを結び、そうして壇を築き、赤き毛布を敷詰て雛を飾り、主人も番頭も内儀うちぎさんも娘も、蛋たまご取眼たまごめを配り、なお仕事師を雇いて店頭を警戒するなど、なかなか勇ましい景気である。それに往来を蜘蛛手に引く彩旗には春風の和らかく誘ひてひらひらと翻えり、夜はまた高く低く幾百千となく吊した球灯に光りを放ちて、瓦斯の光りも物かわと、不夜城のさまを

なすも奇観である。

げに東京雛市の本場と許される十軒店の光景はまた別なものだ。つらつら惟みるまでもなく、これほどの雛がどうして毎年毎年売捌けてゆくかと怪しまれる。これが年の市ほどの売物とは違つて、一年限りで古雛様は川へ流すとか小供の玩弄具おもちゃになるとかいうでもないに、言はばぜいたく骨頂こつていものがこの勢力のあるは不思議な様である。

そうして雛市のたつのはこぼかりでもない。一昨年(明治三三年)から両国の広小路にも仮小屋ができるし、その他所々に小さな売場は沢山あるのだ。不景気だの金融がどうだの仔細らしゅう言つて、このぜいたくはどうであるろう。お雛様を飾つてどんな心持であるろうか。ああ今更ながらおかしいは人の心で、こうも外見を専門にして世に銜はいたいのか知らん、おっと待たよ、余り筆をすべらしすぎたら、お雛様の亡者に襲われる恐れがあるから鶴亀つるかめ。

△十軒店の借家慣例▽

さてこの十軒店という、昔から雛と五月人形を売りこんだところで、五月もまず三月と大同小異であるから別段に書くにもおおよぶまいが、東京広しといへどもおそらくほかに類と真似がない奇習が十軒店にある。……

この奇習というに借家をするときにあるのだ。それがどうかといえ、仮に三間間口奥行何間の家で、家賃が三十円敷金百円というのがある。ところでこの家を借人が差配へ相談にでかけると「お貸し申しませうが、家賃三十円では、二月と四月の二月はぬきですが、御承知でしょうね」と、劈頭第一にわからぬことを一本お見舞申されるのだ。借人も挨拶に困って無言でいると、また「もし二月ともぬきにしないのなら家賃は五十円にお負申しませう。」さあいよいよ解らなくなるのだ。

そこでだんだんその理由因縁を聞きだしてくると、成程と始めて合点のいくのであるが、この二月と四月をぬきにするというのは、二月から三月にかけて雑巾で、四月から五月にかけては菅蒲人形の時期であって、この間をかぎって店だけを市の商人に貸すからであるのだ。それで三十円の家賃を払ってその家を借りているものは、両度の市の立つ間は、店を差配に明け渡し、自分は奥に盤居しなければならぬ。いづれ表店を借りるぐらゐいのもで商業をしないものはないから、この明け渡しははなはだ迷惑であらう。けれども二月と四月の明け渡しを承知しないと一月の家賃が廿円、一年に積ると二百五十円の喰違いができる。どう算盤をと

っても桁はずれるわけで、こんな道理に合ない貸付方があるうか。おまけにその間は奥へ盤居されていてやはり三十円の家賃は取るのだという。ますますもって奇怪な借家法であるが、これが十軒店の慣例になっているのだから仕方がない。借人もそんな杓子定規に甘んじて住うのだ。

こんな道理に合ないことがなげ行なわれているかというに、まず三間間口ぐらゐの店ならば、どんなに安くっても雑巾だけで二百円の店賃は占(締め)あげられるのである。五月の時も同じくムであるのだから、この二月で四百円は濡手で粟であらう。そうするとこの二月も店を明け渡さない約束だと、五十円の家賃でお負申そうと、差配のいうも道理至極で、現に四百円の収入を二百四十円で見切るのである。十軒店通の商人になると、三十円の家賃を五十円出しても、二月を借りこんでしまえば、現に百六十円は利益があること。まして市店の借手が競争にでもなった日には、二百円の相場が三百円になることもあるのだ。奇習といつてもこんな奇習はほかの土地にないことで、何だべらんめえ、十軒店の特色を見てくんなと威張ってもよからう。しかし、あまり威張り甲斐もしない二二天作のばちばちだ。

(文芸倶楽部定期増刊第八卷二号)

「東京」(明治三十五年)

△その12 V 其角庵室の地

史蹟・旧蹟の指定といつても、指定するに価する値打があるのか、その場所はどこであるのか、勘案調査するのに手数がかかるし、一々現地を足で運んでの調査も容易ではない。

かつて、先人が苦心調査して、史蹟指定の標識を立てたはずの、浜町の賀茂真淵の旧蹟「泉居」の跡などは、震災後の道路拡張で、道路敷となつてしまい、その位置がまったくわからなくなつてしまった。同じ浜町の名物、「山伏井戸」も、今では、どこにあったのやらかいかいも見当つかないありさまである。

東京都の史蹟指定の仕事が、足踏み状態を続けていた理由も、文化財調査の仕事が区に移管されたのも、理由はおよそ、そうしたことにあつたであらうと推測される。

さて、戦前、東京府で史蹟指定をした、其角の住居跡については、其角自身の記文によつて、おおよその見当はつくのであるが、はたして、那边がその地に該当するか、それを、今から五十年ほど前に、八丁堀同心出身の―後

に、帝室博物館の美術部長になつた今泉雄作(雅号也軒)翁が考証しておられた。『併三昧』という雑誌に、それが載つていたので、それをここに紹介しておきたい。

記事はすこぶる信憑性に富んでいて。当時の地図を参照しつつ、ご検討をお願いしたい。

其角庵室の地 也軒老人
宝善斎其角庵室の地は『類柑子』北の窓」に、

我栖家北隣に、蘆荻茂く生て、笹の阿なる地あり。茅場町といふ名にふれて、昔は海辺なりしを、今は榮ゆく家作りして、山王権現の御旅所と定め、薬師仏立賜ふに、堂のかみばかりただはのかに絵にかけりと見ゆ。……

とあるによりて、日本橋区茅場町薬師堂の近隣なり、といへるは誰も知れども、確かにここといへることをいふ人なし。

老人は八丁堀同心の家に生れて、幼き時に、古き人々のいへることにの耳に留まりしことをここに演ぶべし。

◆ ◆ ◆
其角の庵は今の茅場町四十番地の所なり。余の幼き頃には薬師堂の境内広くして、二番地、廿八番地の間、豊岸

橋へ直に通る往来狭く、少し屈曲してありき。この通りを裏茅場町と呼び、細き街なり。日枝神社(古名、山王権現御旅所)も式ヶ所あり。今の社のうしろ四十四番を分割する細き道もなく前通りの電車道も狭くして、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、皆境内にて、建物はわずかに、表通りに、傘張り、飴屋など一列ありしのみ。四十三番地の所に、宮松といふ寄席あり、二十八番地の所に、柳屋稲荷とて、通二丁目の柳屋(現存)の家にて奉仕する稲荷の神社あり。三十八番地の東に寄りたる所に富士山の築山ありて、六月一日には開きて小児を登らしめたり。余も幼少の頃には、楽しみにして上りたりき。

今其角の庵室とする旧地の四十番地は、南町奉行所の組与力、中田郷左衛門といへる人の拝領屋敷にて、此地にも庭に池ありて「類柑子」の蘆荻生ひたる笹阿の名残りで見ゆるのみならず、続きたる地の四十二番地は、北町奉行組与力、秋山久蔵といへる人の後園四十疋番地に入りたる形の場所には、禿が池とて深き池残りて、禿稲荷といへる社あり。昔禿(少女)ありて、此池に身を投げて空しくなりしと口碑にあれども、委しくは知らざりしが、古池にて、小さき池ながら物凄き所なりと覚えて、今考ふるに、此等は皆蘆荻生ひたる笹阿の名残り(ゆ)れば、蓋し、庵室は四拾番地の南へ寄りたる所にありしなるべし。「北隣」といへる記事に能く合へり。北隣といへば、庵は西向の家にして、坐敷は南を受けたりしと考ふ。即(ち)、「北の窓より薬師堂の上みばかり、絵にかける如く見ゆ」といふにも能く合ひ、「北にうたたねして、炎夏わづらはしからず」といふもさこそと思はれ、湿気はしたらんも、誠に清閑の地と覚ゆるなり。余の幼少の頃には、天満宮の脇の処に「芭蕉堂」と額うちたる風流の家あり、此処の主じは、相場七右衛門(俳名は忘れたり)といふ人、北町奉行の組同心にて、俳諧を好みて四拾番の地へ家を建てて、其角の旧跡を遣さんと思ひけれども、他人の屋敷にて如何ともなしがたければ、其近隣に隠居したるなりと聞きたりき。

因みにいふ。「梅が香や隣は荻生惣右衛門」の祖徠先生の旧跡は、同所坂本町十七八番地(里俗、植木店といふ)の南角にて、昔不動尊の町道場のありし近隣のやう聞伝へり。この間少し隣といふには離れ過ぎたる様に思へども、『近世奇跡考』の説の如く、間に家なくして、隣といひしにて、「文七にふまるな庭の蝸牛」と元結こぎの遺ふ明地など多かりしことなれば、今の繁華の町の考にては相像し難きことなるべし。昔文政天保の頃、今の第一銀行の前、坂本町の地より「これより鋸のわたし」といへる石の道しるべを掘

出したことありと言伝ふるを以ても、徳川中世の野道の有様思ひやるべきこと考ふるなり。
(『俳三昧』第二巻第一号
大正十三年一月号、所載)



明治44年 通信管理局編 日本橋全図(部分)

江戸座談会 (記事抄)

昭和四年二月

於、原胤昭氏宅

原胤昭 海賊橋を東へ渡って、牧様の前に岡本という鰻屋がありました。その隣に須磨という大きな待合茶屋もあった、大きな店でした。待合といっても、あまい屋の方でない、商人間屋の参会、今で言えば小集会に席貸しをする。その跡に西洋料理をはじめた家がありました。

(中略)

村田峯次郎 三角の早川は、よほど古い頃からの繁昌な店でしたか。

三村清三郎 早川よりは、あわやの方が古いと思います。もともあわやは鳥でした。三角の近所で古い家は、私の知ってる所では北山さんだけです。

寄席の朝田が旧くって、東京中でも寄席の庭としては一等だといわれたのですが、庭を潰して巡査の合宿所を建てたりして、とうとう無くなりました。

栄枯盛衰の一転周期は四〇年だと思いますが、まったくです。よほど陰徳を積んでおかなくては、永続せぬと見えます。北山さんの先々代はよほどの徳者で、私どもは祖父時代から御恩になっっていました。

原 中の橋を渡ってこっちへ来て広い

路次、ここを大路次といいました。実は明治になってからだか、寄席の仕込み資金を貸したことがあるので、亭主の五郎吉親爺も宅へ出入っていたのでよく知っていた。

三村 五郎さんは富士講の先達で、富士へ何遍か登って、実測図を作っていました。それを踏台か何かへ冠せると、すっかり富士がわかる。弟に屋根屋のせんちゃんというのがいて、俳号を丸々といっていました。私の家は盛んな時分の朝田と背中合せになっておりましたから、庭へ出ると昼席などよく聞えました。

村田 非常に立派な大きな湯屋がありましたね。

三村 エエ、八王子屋という湯屋、それから幸町に葉湯があって、これは入れごみでした。本八丁堀の湯屋は、ゆと書いた旗が出ていて、出格子があったと覚えています。また棟割長屋と一口にいいますが、ところが綺麗にしていますよ。後の話ですが、塵箱なんぞ雑巾がけて居ましたよ。(以下略)

(『江戸時代文化』第二巻第六号)

埋もれた記録 初出一覧

埋もれた記録 1

(郷土室だより 63号)

△その1▽魚河岸

庁内報ちゅうおう 84号

(昭和49年6月1日)

△その2▽大川端あれこれ

庁内報ちゅうおう 99号

(昭和50年9月1日)

埋もれた記録 2

(郷土室だより 64号)

△その3▽八丁堀の暑中(抄)

庁内報ちゅうおう 96号

(昭和50年6月1日)

△その4▽江戸の祭礼

庁内報ちゅうおう 97号

(昭和50年7月1日)

△その5▽川開と角乗

庁内報ちゅうおう 85号

(昭和49年7月1日)

埋もれた記録 3

(郷土室だより 65号)

△その6▽水練

庁内報ちゅうおう 86号

(昭和49年8月1日)

△その7▽新富町の今昔 1

△その8▽新富町の今昔 2

庁内報ちゅうおう 89号

(昭和49年11月1日)

埋もれた記録 4

(郷土室だより 66号)

△その9▽八丁堀のお正月 1

庁内報ちゅうおう 91号

(昭和50年1月1日)

△その10▽八丁堀のお正月 2

庁内報ちゅうおう 92号

(昭和50年2月1日)

埋もれた記録 5

(郷土室だより 67号)

△その11▽雑市

庁内報ちゅうおう 93号

(昭和50年3月1日)

△その12▽其角庵室の地

庁内報ちゅうおう 101号

(昭和50年11月1日)

明治時代 店名 検索可能資料 その 4

【明治40年代】

京橋図書館蔵

【明治40年代】

(明治40年)

東京案内 上・下 東京市 [KB05-27]

東京模範商工品録(抄) 中山安太編 [K212-ト]

京橋区、日本橋区の部分

業種別、地区別等の区分けなし。目次に掲げた約200の住所、屋号、電話番号、商品内容(写真・絵付)店の説明

京濱実業家名鑑目次 [K283-ケ]

目次のみコピーしたもの

(明治43年)

東京商工録 第一版 並木武雄編 [K6703-ト]
株式会社、合資、合名会社、個人に大別され、それぞれ営業種別に記載。屋号・住所・資本金・設立年月(個人の場合は生年月)日本皮革商工人名録(抄) [K6703-ニ]
日本橋区、京橋区のみ。
住所、氏名(店名・電話番号)

大正時代 店名 検索可能資料 その 1

【震災前】

京橋図書館蔵

(大正元年)

京橋繁昌記 石川庄平編 [K2122-23]

業種別の住所・人名。銀行、会社、工場の住所、電話番号。

団体、官公庁、学校、神社、墓碑、俳優、芸妓名
京橋区に関する諸事

(大正2年)

日本橋繁昌記 宇井善八編 [K2121-ニ]

業種別に屋号、住所、電話番号。

日本橋地区に関する人名。

学校、団体、神社等

兜街繁昌記 附：米屋町繁昌記 [K2121-11]

日本取引所研究会編

取引所に関すること(歴史・概要・用語等)

株式仲買人名簿と米商仲買人名簿(住所、電話番号)

(大正4年)

日本各種営業者姓名録 1、2 [K2121-ニ-1・2-]

日本橋区営業者(12,313名)

町名番地順に、氏名、営業課目、電話番号、振替口座

(大正5年)

東京法人要録 [K335-ト]

①銀行之部……所在・設立・役員など。業績について、少々記事あり。

②会社之部 ③所在不明銀行会社之部 ④解散銀行会社之部

全国50万円以上資産家表 時事新報社編
[K283-ター1] ☆

財産見込額毎に、氏名、職業、住所(町名まで)

全国株主要覧 ダイヤモンド社編
[K283-ター5] ☆

(大正7年)

貴族院多額納税者議員互選人名簿
[K283-ター4] ☆

時事年鑑所収。住所、氏名、納税額

(大正8年)

全国株主要覧 ダイヤモンド社編
[K283-ター6・7] ☆

☆印は、『大正昭和 日本全国資産家地主資料集成』所収。